

## 平成29年度第2回平塚市行政改革推進委員会議事録

開催日時 平成29年11月13日(月) 10:00～11:45  
場 所 本庁舎 3階 302会議室  
出席委員 諸坂委員長、芦川委員、出雲委員、片野委員、椎野委員、吉田委員  
出席者 井上副市長、石黒副市長、企画政策部長、総務部長  
財政課長、資産経営課長、行政総務課長、職員課長  
事務局 企画政策課(課長、課長代理、主査、主査)  
傍聴者 1名

報告 ア 平塚市行財政改革計画(2016-2019)の平成29年度取組状況  
議題 ア ひらつか行革ミーティング

### 報告 ア 平塚市行財政改革計画(2016-2019)の平成29年度取組状況

#### 【委員長】

それでは、報告事項ア「平塚市行財政改革計画(2016-2019)の平成29年度取組状況」について、事務局から説明をお願いします。

#### 【企画政策課 課長代理】

～ 資料1に基づき説明 ～

#### 【委員長】

事務局の説明に対して、ご質問はありますか。

#### 【B委員】

遅れている事業について、P9の「保険年金課窓口効率化事業」ですが、職員の構成の見直しなどの説明がありましたが、嘱託員1名を増やして正規職員を1名減員すると、人数的にはそんなに変わりがないのではないかと。市民からの問い合わせの増加や、徴収業務の負担増で、計画通りの導入は市民サービスの低下につながるということだが、要は嘱託員ではそういった業務に対応できないのかどうか、もう少し説明をいただきたい。もう一点、国民健康保険窓口については、平成30年度に制度改正があって業務量が大きく増えることが想定される、というのはどういう改正があって、その結果、業務量が増えるというのは具体的にどういうことなのか、教えていただきたい。

#### 【企画政策課 課長代理】

後期高齢者医療担当について嘱託員では対応できないのかということですが、嘱託

員ですと、正規職員よりも勤務時間が少し短い時間になってしまうのと、正規職員ですと残業ができるんですが、嘱託員には残業をさせられないという事情もあります。

例えば高齢者の方から相談があると非常に相談時間が長くなったり、そういった事情もあり、今このまま、正規職員から嘱託員の切り替えを進めますと、少し業務が滞ってしまう、ということがございます。業務を切り分け、民間活力の活用が可能か、もう少し検討することとし、今回は導入を見送ることとしました。平成30年度に入りましたら、再度検討を始めたいということで、今回は「遅れ」とさせていただいているものです。

もう一つ制度の改正については、申し訳ございませんが把握しておりませんので、お答えができません。申し訳ございません。後ほど、調べまして委員には配布をさせていただきたいと思っております。

#### 【企画政策課長】

補足をしますと、国民健康保険税の関係ですが、正規職員から嘱託員に切り替える場合、当然スキル・ノウハウの面で、嘱託員の方を研修していかないと、職員並みには実際は対応ができない、ということもございまして、今回こういった対応をとらせていただいています。

#### 【委員長】

1点私の方からですが、総合公園の有料化について、現在パブコメをやっているから、遅れが生じているという事務局からのご説明でした。

地方自治法の第74条のカッコ書きでは、およそ、税金を上げる上げないとか、使用料手数料の増減とか減額とか、いわゆるお金に関する議論については、第74条は直接請求制度の条文なんですけれども、パブコメをしないという一ルールがあるんです。

要するに税金上げますかということについて、住民の皆さんと議論をしても、住民の皆さんからすれば下げてほしい、上げてほしくないという結論が見えている。

市税だとか、市の財政だとか、建設的な議論に対して、実は住民と対話することが可能なのかということ、必ずしも可能ではない。そうすると、これは意味がないということで、地方自治法の考え方からすると、いわゆる条例制定改廃の直接請求については、例えば市税とか手数料の問題については、受け付けません、となっています。

横須賀市の場合は、いわゆるパブリックコメント条例の中で、お金に関する議論については、パブコメしませんということ、明言してしまっています。これはホームページの中に、引用している条文がまさに地方自治法の第74条なんです、カッコ書きというのですが、有料化について、住民の方々と、パブコメで議論を交わすということは、やってはいけないとは言わないですけども、やらなくてもよい、ということなんです。

ですから、それについてパブコメをするという市の姿勢としては、住民との対話の中で、有料化のことを議論していく、という市の姿勢ですから、別に法律違反でもなければ、だめだともいわないですけども、やらなくてもよいという判断もある、ということ

は、頭の片隅においておかれるとよいかと感じます。今後の問題として、お金の問題については住民の方々とは議論しない、というのが一応法的な解釈としては、成立しているというのは、情報提供させていただきます。特段答弁は要りません。

## 議 題 ア ひらつか行革ミーティング

### 【委員長】

続きまして、議題のア、ひらつか行革ミーティングについて、事務局から、説明をお願いします。

### 【企画政策課 課長代理】

～ 資料2、資料3に基づき説明 ～

### 【委員長】

今の事務局の説明について質問がありましたらお願いします。議論が前後しても大変なので、頭から順番に整理させてもらえればと思うのですが、まず「未収金の回収」について、何かお気づきの点、質問があればお願いします。

### 【D委員】

未収金がかなりの金額になっておりますが、どのような内容で、市の担当の方が対応されているか。

### 【委員長】

未収金の内訳ということですか。

### 【D委員】

そうですね。公開できる範囲で構いませんが。

### 【企画政策課 課長代理】

未収金の回収についてはそれぞれの課で対応しておりまして、まずは未収金が発生しないような取組を中心にしております。未収金が発生してしまうとなかなか回収が難しいということで、発生した時点ですぐに連絡をとるとか、すぐに納め忘れがないか連絡するなど、注意喚起をしております。

また、過年度に繰り越してしまっているような債権で、強制徴収公債権につきましては、滞納処分をしっかりと強化していくというのと、あと私債権と非強制徴収公債権こちらにつきましては、法的措置も含めてできるかどうかというところの検討を、進めているところでございます。

【委員長】

内訳とかはいかがですか。こういう未収金が多いとか。

【企画政策課 課長代理】

金額が多いのは市税と国民健康保険税となっております。

【委員長】

家賃滞納はいかがですか。そんなに多くないのですか。

【企画政策課 課長代理】

市営住宅の家賃ですが、少なくはないですが、ここ最近、法的措置を進めておりますので、だいぶ落ち着いている状況です。

【委員長】

やはり市税と国民健康保険税ですね。なるほど。

【A委員】

この「他市の取組」というところで、民間に結構委託しているところがあるんですけど平塚市はどのようにその辺を考えておられるのか。

【企画政策課 課長代理】

民間の力を借りているということだと、クレジットカードによる収納をこれから始めることとか、そういった新たな取組を進めているところでございます。また、平塚市では人が電話をかけるコールセンターではなく自動音声による電話催告のシステムを導入しております。

【委員長】

自動電話というと、受話器をとると音声が出てくるということですか。

【企画政策課 課長代理】

そうです。自動で音声が出て、折り返しご連絡をいただくようなかたちになっています。

【委員長】

クレジットによる支払いというのは素人的に考えると、支払う人の便利さ、というイメージがあります。払わない人は、現金であろうがクレジットであろうが払わない、ということが有り得るのではないかと。なにかポイントがずれているようなイメージもありますが、確かに利便性を追求して、手軽に払えるようになるのは良いと思いますが、問題

は払い方ではなく払う意思の問題なので、払う意思のない人にすれば、どんなアイテムを用意しても払わない、ということがあるので、そのクレジットでの支払いができることに対して、設備投資に莫大なお金がかかるとすると、費用対効果の議論からいってあまり意味がないという気がします。

#### 【委員長】

それと「他市の取組」に記載された伊勢原の例で、委託料が4800万円ということになってます。4800万円を外部に払って、どれだけの回収が得られているのかというのは、結果的には、市の職員の心的負担、あるいは業務量の減少ということは見込めると思うのですが、実際は財源確保という観点からこの話がスタートしているわけで、市の職員の負担軽減ということで話をしているわけではありません。そうすると4800万円の払う価値があるかないかということだけは、伊勢原の規模と、平塚の規模は違いますから、そこはよく検討していただいて、伊勢原がこういうことをやっているから、と単純にやると、かえってコストばかり、かかってしまうのではないかと。

湯河原の例では弁護士に委託していると思いますが、これは成功報酬型で30%というのは、一般的に聞くと20%なんですよね、成功報酬は。よく過払い金の請求なんていうのがよくテレビで宣伝していますけども、ああいう司法書士さんとか弁護士さんをお願いすると、成功報酬は20%なんです。そうすると30%というのは結構とっていますよね。そのあたり、費用対効果の議論と単に行政の負担軽減の話だけにおさまってしまうと、そもそもの行財政改革という本筋のところから議論がずれてきてしまう危険性と思いますので、その点検討していただければと思います。

#### 【委員長】

あともう一点情報提供ですが、長期の滞納者から徴収するということももちろん大切ですが、例えば、滞納者がいくら滞納しているかというその金額だけではなくて、その滞納者から徴収するまでのコストがかかっているわけですよね。例えば私が100万円を滞納していたとしても単に100万円を回収するのではなくて、その100万円を回収するためにいくらかかっているかという議論があるわけで、そうすると100万円の滞納者は100万円以上滞納しているわけですが、実は。

このあたりも考えて、「滞納させない」、というのは職員にもう一度、アナウンスをしていただくべきです。あともう一つはマスコミをうまく使い、こういった滞納については市として毅然と対応していきます、ということをやうまくマスコミに報道してもらいながら、その長期滞納者に対して、心的プレッシャーを与えていくということが必要だと思います。マスコミ戦略も視野に入れながら検討してもらえればよいかなと思います。

#### 【E委員】

今の未収金の回収のことですが、わたしは市民の声として出てきていますが、実はこの間の会議が終わった後に、わたしに通知が来まして、市税の滞納通知だったんです。

というのは、銀行口座から引き落としの手続きをして、2期から引き落とししていただくはずが、2期から落ちないで、次の期から落ちるといふそういうことだったんです。本当に小さなミスだったと思うのですが、税金を払わないというのは嫌なことなので、そういうことがあると、次からちょっと引いてしまうんですね。それとせっかく手続したのにという、気持ちもあります。ここにも記載がありますが、まずは未収を出さない、というそういうことが大切だと思うんですね。先ほどの件は小さなことなので、すぐに事務改善できることですが、市民の「払わなくてはいけない」という気持ちを、勘案した、細かい心配りといいますか、そういうものも必要ではないでしょうか。

#### 【委員長】

どうしても民間企業の場合には、何らかの商品、何らかのサービスをした対価としてお金をいただくという、自分たちの仕事に対する対価という部分があるから、お客様を大事にするという意識があるんですけども、行政というのは、ここに連携性がない。

ある政策に対する対価として税金をもらうわけではなく、住民には納税の義務がもともと設定されていて、行政側は、政策をやったかやらないか、政策が良いか悪いか、下手か上手いか関係なく、徴収権を持っているわけですね。

そこで払うのが当たり前だというスタンスでやっていくとどうしても市民感情とのギャップ、溝が生まれてしまうので、「自分たちが行った仕事に対する対価としての税金」という意識は現場の職員も持たないと、今のような完全な事務方のミスにより迷惑をかけてしまっているのに払えというのはちょっと難しいところがありますね。

#### 【E委員】

もう一度出向かなくてはいけなくなってしまうましたし、それと、事務を見直してやり方を変えるということは簡単で、現場ではどうやったら改善できるかということに議論が行くと思いますが、そこでもう一歩進めて市民がどういう気持ちだったか、ということ、そこに思い至ってもらいたいなと思いました。

#### 【委員長】

そこは債権回収云々ではなくて、市民に対するサービスの全般の心構えというか姿勢というか、公務員倫理というか、そういったところの話だと思います。どこかのタイミングでそういうことをアナウンスしてもらえると良いかもしれません。そのような機運が高まっていくと、払おうという気持ちも、間接的に影響が出てくるかもしれません。

#### 【B委員】

この未収の問題、わたしも職業柄、同じ税金の未収で、税務署とやりあうこともよくあります。なかなか国税のレベルが徴収に関して高いということもありまして、いろいろ調査したり、実際の滞納者に対する対応ですとか、さすがだなと。厳しい部分もたくさんありますが、これは実際可能かどうかわかりませんが、国税との間の滞納者に対する

る対応とか、そういうものに対する情報交換というか、それに類するもののような接触というものができるのかどうか。もしそういうことが可能なのであれば、是非とも、国税のレベルでの対応というのを学んでいただきたい。そういう機会があって、情報交換をやっていただければ、滞納者に対する対応のアイデアも出てくるのではないかと思います。

【委員長】

今の意見は情報提供ということですか。

【B委員】

そうです。

【C委員】

長期間の未収はなかなか回収が難しいので、最近の徴収にターゲットを当てるべきだという話をよく聞きます。ですから未収の期間を分析するとか、原因と期間を分析して、何が払ってもらえそうかというのを確認のポイントに入れておくのがよいのかなと思いました。短期間の未収をかなり早期に回収するという観点があるのではないかと。

【委員長】

今の委員のお話で一つ思い出したことがあります。この間出席した環境省の動物愛護の会議で、環境省というのは、動物とか自然のことばかり考えているので、飼い主さんや野良猫に餌をあげている人に対するアプローチがどうしても難しいんですという話を伺いました。野良猫に餌をあげているとか、あるいは多頭飼養とって、何十匹と猫を飼ってしまっているというのは、実はちょっと精神的にバランスが崩れていたり、生活保護を受けているのに猫に執着してしまっていたり、あるいは孤独、老人の孤独とかですね、およそ環境省の管轄でないところに原因があって、その多頭飼養だとか、猫の餌やりだとかそういう、迷惑行為に及んでいるんだと。だから来年度環境省としては厚生労働省と連携をとって、課題があってコミュニケーションのとりづらい方々には、環境省だけでなく、厚労省からもアクセスをしてもらって、対応していくとのことでした。いま先生の話がうかがってそれを思い出したんですけども、まさにその滞納者の方が、我々が常識レベルでコミュニケーションがとれない方だとすると、税の担当と福祉の担当と連携してアプローチしなければいけないとか、そういう問題もあるのかなと思います。担当課だけで、対応する問題なのか警察と連携しなければいけないのか、消防なのか、福祉なのか、そのあたりと多角的にアプローチしていくことによって、問題の本質というのが見えてくるということもあると思いますんで、ちょっとそのあたりも今後将来的にはご検討いただけるとよいかなと思います。

【委員長】

ではその次の「受益者負担の適正化」でお気づきの点があればお願いしたいのですが。

【委員長】

これは私自身思うのは、受益者負担の議論は、もっと積極的に、一般論として、平塚市がどうのではなくて、受益者負担の議論は一般論として、積極化されていくべきだと思います。というのは我が国の国民性からして、行政はタダだという認識はどうしても日本は強いです。その裏返しには高い税金を払っているんだから、これはタダだろうという意識もあるんでしょうけども、ヨーロッパなど研究していると、かなり自己負担で公共政策に自腹を切るという文化があります。その一つは寄附文化ということにもつながっていきんでしょうけれども、それこそドイツでは道路工事について、自治会が半分お金を拠出するから、自治体も半分出してくれという議論をするぐらいですから、自分たちの街というのは、自分たちでやるんだという自覚、意識が強い。

ところが日本というのは、全部行政任せで、行政がやれというような、依存性が高い。そのあたりの意識をがらっと変えることは難しいと思いますが、少しずつでも、今まででは無料だったけれども、これは受益者負担の視点から、100円でも200円でも、徴収して財源を確保していくという発想は、今後は積極的に議論されていくべきなのかなと思います。

そのもう一つ延長上の問題として、今まで出し続けている助成金とか、補助金とかそういうものの見直しも一方であるのかなと思います。大磯町で、行革の委員長をやっていたときに出てきた案件なんですけど、あるマンションの浄化槽について、町が長年助成金を出していて、これが行革のテーブルに上がってきて、これは廃止するべきだという議論に至りました。自分たちのマンションだとかアパートについてなぜ税金が投入されなければいけないのかという。これは受益者負担というよりは、自己負担の話なんですけど、その自分のお金でやるべきことと、税金を使わなければいけないことの線引きが、日本人は緩いんですよね。そこは行政としても緩いので補助金を出しているという話が現実にありますから、自己負担分でやらなければいけないことと、公共事業、公共政策としてやらなければいけないことと、きちんと分ける議論というのは、必要だと思います。

そういったところから、全般的に、受益者負担の議論というのはもっと積極化されるべきだと思っています。そこには弱者保護の視点はどうしても入ってきますから、生活保護を受けている、あるいは母子家庭とか、そういったところには、ダブルスタンダードで議論していけばよいことで、一定の社会的・経済的弱者以外の方々については、ある程度のご負担をお願いするという議論は積極的に展開するべきだと考えています。

【A委員】

先程こちらの話にもあったんですけども、総合公園の駐車場の有料化ということもあって、今委員長のお話にもありましたように、総合公園に一日朝から晩まで車を止めて



も無料ということで、そこに止めてどこかへ行ってしまう人もいると聞いています。そういう人からはもう少し、やはりきちっと徴取したほうが良いと思うので、早めに検討して有料化したほうが良いと思うのでよろしくお願いします。

#### 【委員長】

近隣のコインパーキングと同等の金額を設定してよいと思いますよ。そこに止めて例えば横浜の方に遊びに行ってしまうという人がいるのであれば。ほかのパーキングで一日止めて1500円、ここに止めたら500円だったら、同じように安いところに普通は止めますので。そうするとここで止めてもそこで止めても1500円としておけば、ある種抑止効果もあるでしょう。ところが市がやっているから500円としてしまうと、言い方悪いと、民業圧迫という議論が片方出てくる可能性があります。

通常ビジネスでやりますと一日止めて1500円かかるならば、これを500円でやると、千円分は税金で負担しているということになるわけです。そうすると、なぜ私の車を止めるのに税金が使われるのかと言われた場合に、まったく説明責任が立たないはずなんです。だから市が運営しているから安いというこの固定概念ですよ、ここを根底から考え直してよいような気がします。だから、近隣のパーキングの相場に合わせて値段を設定してよいのではないのでしょうか。

やはり福祉的な視点を持たなければいけない方々が止める場合には、また別途手続きを踏めばよいだけのこと。ですから、何か障がい者手帳を見せてくれれば後で安くできますよとか、チケット渡しますよとか、そういうのは公共サービスとしてやっていただいてよいのかなと思います。

#### 【E委員】

今の問題なんですけども、庁舎等駐車場有料化が行われるのに対して、総合公園の駐車料金というのこれから検討されていくんだと思いますけども方向性としては、今ここでお話されたようなことになるんだと思うんだけど、なぜ一緒にできなかったのかなというのは、ちょっと不公平感を覚えます。受益者負担とはどういうことなのかという思いも持ってここに来たんですけれども、先ほどの先生の話でそういうものかなとは思いました。

#### 【B委員】

今の委員の話で、私も引っかかる場所があったんですが、4ページの資料の中に、そもそも現状の認識のところ、「受益者負担を求めず有料化していない施設も多くあります」と、現状でもまだ多くあるのであれば不公平じゃないのかな、と。なぜ一緒にできなかったのか。そこから起因しているんだと思うんですが、逆に言うとなぜ、受益者負担を求めない施設が多くあるのか、もともと市がやるからお金が取れないんじゃないとか、そういう考えがあったのかどうか。有料化しなかった、受益者負担を求めなかった施設というのはどういう性格のものなのか。なぜ受益者負担を求めなかったのか、

単に怠慢だったのか、理由があつたのとなのか、そのところを具体的に事例があれば教えていただければと思うのですが。

【企画政策部長】

ただ今のご質問の中で、今回庁舎の駐車場、周辺の文化ゾーンの駐車場がございました。これが、結果的に最初になったということで、その次に総合公園の駐車場の有料化、このほかの駐車場につきましてはこの次で検討していこうということになっておりまして、それは計画の中でもそういった位置付けになっておりますけれども、まずは、市の庁舎が建て替えをして周辺の文化ゾーンの駐車場と一緒に有料化していく、それから総合公園を検討していく、その他の駐車場については今後、各公共施設の特性がございますので、そういったところを検討しながら有料化していくということでございます。

【井上副市長】

おそらく委員のお尋ねは、料金を取っていない施設について、取るべきだったのを取っていなかったのかどうか、そのようなお話だったかと思えます。例えば公民館のような施設ですと、地域のコミュニティの醸成ですとか、そのような意味もございまして、そういうものは公費である程度みましよう、と。さらに実際利用する人には光熱水費がかかります、と。その部分はどうすべきか、というのは議論の余地があると考えています。

それから、こどもの家といって各地域に何か所かあるんですけども、それは放課後などにお子さんが来られて時間を過ごすので、青少年の健全育成ですとか、そのような意味もありますので、それにいらした方からお金を取るというのはどうかということもあります。やはり、先程、企画政策部長が申し上げましたように、その施設の性格によると思います。そのボーダーラインと申しますか、どこまでがその施設で、だから無料にしています、だから有料にするんです、だから4分の1を負担していただきましよう、という整理を、一応使用料手数料の算定の基礎としてはあるんですけども、その辺の整理ももう少ししていく必要があると考えております。

【B委員】

基本的に、原則的には負担をしていただくというのが大前提で、それぞれ個々の施設の状況で特例というか、取らないところも有り得るという、そういうスタンスであるということと理解してよろしいでしょうか。基本的にはとにかくベースは受益者負担をしていただくところからまず始まって、あとはいま副市長がおっしゃったように、個々の施設の特性に応じて、そこは柔軟に考えていただければとそういう風に思います。まずはベースの考え方をしっかりしていただきたいと思います。

【井上副市長】

先程委員長が言われた、税金の使い道と、個人が負担する部分の整理ということだと

思います。公共が作った施設だからすべて受益者負担がベースで、あとは利用の状況で受益者負担を外すか外さないかではなくて、そもそもの施設は税を使って運営をすべきですか、あるいはそうでなくて、利用者のご負担を求めるものですか、そうでないとサービスが提供できないものですか、その性質、性格を明確に、あるいは明確にはならないのかもしれませんが、整理する必要があると考えています。受益者負担を求めますよということを前に出すとすると、その整理をしっかりとしないと、ご説明が難しいのかなと考えております。

#### 【委員長】

基本的に公共政策といった場合には、公益実現になりますので、公益というのは、安心・安全・快適性の3つなんですよね。安心安全というのは、我々の生活の基本というか、生き死にに関わる部分が出てきますので、この部分については税金を投入する、もうそれこそ生き死にに関しては赤字になってもやるという。これは警察とか消防というのは費用対効果を考えないサービスになりますから、完全に100%税金を投入するんだという、発想がある。だけれども一部、救急車をタクシー代わりにするようなモラルの低い人に対しては、救急車の有料化という議論も一部自治体では行われ始めてますよね。で、これともう一個別に快適性の問題については、完全に受益者負担の思想判断で運用するべきで、例えば自分がカラオケを好きで、デイケアの施設に行かれて、カラオケをやって2時間で帰るといった場合に、通常カラオケ屋さんに行けば、何時間無料ですよ、だけれども何時間からは有料ですよというのもあるでしょうし、通常数千円かかるのに、そこでカラオケをすればタダだっていう公共施設もありますよね。お風呂だって、100円、200円を入れるけれども、スーパー銭湯に行けば300円、400円取られますよね。そういう意味では、ここに来れば特をするという思想が入り込みそうな部分については、もう受益者負担の原則で、自らの生活の快適性の実現の部分についてはもう受益者負担で他の民間施設と同等の扱いとしてよいのかなと思います。ただ施設によっては駅から遠いとかバスもないとか、ということになってくると、その施設の稼働率の問題が発生しますので、この施設の稼働率を上げる、下げないためには利便性がでてくるので、その施設を利用するのが平均1時間ということであれば1時間まで無料にしますとか、それ以上は有料化しますとか。いま副市長おっしゃったように、何らかの、基準を理論的に作ってみて、その基準に当てはめて、この施設はこうしましょうという風に設計していくとよいのかなと、まずは基準作りをなさったらよいと思います。それこそ公共政策に協働してくださっている方からお金をとるとするのは、これはちょっと申し訳ないところがあるので、市のために来ているのか、自分のために来ているのか、ということも一つの基準になるのかなと。そこは基準作りからまずは入っていくとよいと思います。

#### 【D委員】

今委員長がお話した内容で、少し話が細くなるのですが、前回も少し申し上げた気

もするのですが、いろいろ施設がありますけども、特に市役所の駐車場については、どうしてもやはり、来なければいけない用事の方もいると思いますので、例えば一時間まではよいとか、それ以降は有料とか、市役所に用事がある人が来られて、並んでいる場合に遅くなるということもあると思います。特に市役所について、30分から1時間までは無料で、あとは払ってもらいますよということを考えておられるのかどうか。まもなく有料化を実施すると思いますのでちょっと確認させていただきたい。

**【企画政策部長】**

市役所の駐車場は1時間までは無料というのが基本になります。そのほかにも、こういった形で会議に来ていただいている方や、ハンディキャップがある方、それについては減免をするという手法をとっております。市の駐車場に止められない場合にほかの文化ゾーンの駐車場から歩いて来られる場合もありますので、そういった時間も加味して、こちらの中で書類を出して帰られる時間も加味するとやはり1時間は基本的に無料とすべきであろうということです。

**【委員長】**

基本的に1時間は無料ということで、それプラス例えば、自分の子どもについての相談を児童福祉の部署とずーとやっていて、2時間ぐらい経ってしまった、というときにはその担当の方から、プラス1時間分チケットです、どうぞお使いください、という風に担当課の裁量で、駐車チケットを渡すとかこういったことは考えられますか。

**【資産経営課長】**

基本的には1時間のみであって、それ以上の配慮というのは今のところ考えてはいません。

**【委員長】**

それぐらいはやってもよいのかなと、いうところはありますか。要するに引っ越しをしてきて、結婚して、養子縁組してとなると軽く2～3時間はこの市役所を अच्छ行ったりこっち行ったりしなくてはいけなくなってくると思いますので、その場合には、あなたこういう案件で来られているんだったら、2時間分のチケットですとか、そのようなサービスはあってもよいのかなという気はします。それをご検討いただけるとありがたいですが。

**【資産経営課長】**

ありがとうございます。ご意見についてはまたここで検討させていただきたいと思います。

【委員長】

駐車料金の裁量判断ですよね。行政裁量を入れるか入れないかという判断ですけども。多少は入れてあげてもよいのではないかとはいえますけどもね。

【資産経営課長】

確かに一部そういう判断があってもよいのかなとは思いますが、裁量がぶれてしまう可能性がかなりあるのかなと思いますので、ある程度のところは資産経営課の方で、基準を作らせていただいて、それによって運用させていただくというのが、公平なサービスであると考えています。

【委員長】

そうですね、裁量基準を作った方がよいと思います。

【委員長】

他になければ次の「広告収入」について少し議論を移したいと思えますけれども、何か広告収入について意見等ありましたらお願いします。

【委員長】

今実際に広告収入で、今後検討しようとしている物件は何かあるのでしょうか。

【資産経営課長】

ほぼお手紙だとか封筒だとかは広告を導入しているので、他では市全体の封筒に何かできないかとか、ちょっと検討していたところでは、パソコンの画面に市の職員の画面に広告が打てないのかなとか、それから今日担当には話したんですが、市が目度の高いラッピング広告の媒体を用意して、その中に広告を募集できないか、というのは課内では話をしているところです。

【委員長】

こういう仕事は専門外でよくわからないのですが、何かコンサルティングみたいな企業はあるのですか。こういうものにこういう風に活用したら効果ありますよというようなそういう研究はなさっているんですか。

【資産経営課】

売り込みという意味では、こういうところに広告できますというように売り込んでくる事業者さんはいらっしゃるんですけども、やはりそこに手数料なり費用をとられてしまうということもありますので、その手数料がどのくらいが適当なのかということから、現在は自前でやっているということです。「他市の取組」というのが記載されますので、そういうところを参考にしながら平塚市ですらにできることを研究している

ところでは。

**【委員長】**

では次の「ネーミングライツ」に話題を移します。ネーミングライツについてご意見ご質問等ありますでしょうか。

**【B委員】**

28年度実績の資料を拝見しているんですけども、それぞれ一年間の契約金額にばらつきがあるなど。その当然スタジアムのような大きいところで、いろんなかたちでメディアに露出する状況があるかないかとか、そういう基準で値段が決まってくると思うんですが、例えば平塚漁港は年間10万円と、私の感覚としてはもうちょっといただいてもよいのではないかという気がします。ほかに10万円は、ららぽーと関係がありますが、これは3つ考えれば30万円ということなので、そうして考えると、漁港の10万円は突出して少ないのかなという気がします。相手のあることなので、10万円以上は絶対払わないと言われてしまったのかもしれないですが、金額の決定に関しては、どのような経緯で、金額が決まってきているのかというのを確認させてもらいたいのですが。

**【資産経営課長】**

どこまでというところをきちんと把握していなくて申し訳ないんですけども、28年度実績の上から5つめぐらいまでの施設は、平塚市でこの金額でお願いしますとか、この金額以上でお願いしますというような形でネーミングライツの導入をお願いした施設です。次の6～8の施設については、重点的に導入する施設ということで、公募で希望金額を提示させていただいてどうでしょうか、という仕様にさせていただいたものです。その中で金額的に折り合いがつかない場合にやや下がった金額になってしまったというところがあります。9～11の施設につきましては、いま提案型ということで、名前と値段の方も、平塚市にご提案いただくネーミングライツでございます。なぜそのような提案型になっていったかということ、概ね先程ネームバリューのあるところでいうと、1～5番目の施設だと思いますが、やはりそういうところは既に名前をつけていただいている施設なので、そのほかのかなり小さい施設であるとか、地域にしかわからない施設というのも実際あるのかなと。ですので、民間の柔軟な発想によって、様々なネーミングライツを提案していただくということで、現在このような施設及び金額で導入しているところです。

**【委員長】**

この金額がいくらかというのは企業が見てこの施設が、この程度の価値しかないという裏返しなんですよ。ですからこの施設の価値を高めるといふ、商品価値を高めるといふ作業をもう一步しておいて、ある程度この施設に対する商品価値が高くなれば、金額を高める交渉も可能になってきますよね。

【資産経営課長】

最初は平塚競技場ですが、もともとは2000万円であったところが、更新時に年間という500万円下がってしまっております。それは例えばベルマーレの成績であったり、確かに施設の老朽化というところもありますので、平塚市はこういうようなネーミングライツをいただいている施設については、その価値を高めていくという努力が必要なのかなという風に思っております。

【委員長】

横浜 DeNA のオーナーが三十何歳の若い人で、もう横浜球場のあの閑散とした状況を生まれ変えさせるのに、いろんなイベントをやったり食べ物屋さんを入れたりというような努力があって、要するに、野球をつまみにする、ということが書いてありましたけれども、野球をやる場所だけでも、その周りの施設が非常に充実していて、お客さん、女性も含めいっぱい集まって今盛り上がりを見せているというのがありますので、いわゆる競輪競馬でもそれ以外の付加価値がついてくるとそれなりに商品価値が上がっていくでしょうし、その最後の9～11のような公園施設も、本当に近所の子供たちが遊ぶだけの公園だったら企業も飛びつかないでしょうけども、何かそこにイベントがあるとか、そういう別のものがそこに付加されることによって商品価値が上がってくるでしょうし、人が集まる場所にお金も集まるでしょうから、人を集める作業というのは市の方もいろんな各界の知恵を借りながら展開されるとよいと思いますけどもね。

【A委員】

今委員長がおっしゃった競輪場というのは市の施設ではないんでしょうか。この28年度実績には競輪場が入っていないですが。

【資産経営課長】

一応各課のネーミングライツ導入の可否の基準がありまして競輪場はつけないという方針です。ただ、競輪場の例えばレースの名前については、民間のお名前を拝借しているということもございます。

【委員長】

そうしましたら次の話題として、「未利用地、公共施設等の活用」について、話題を移していきたいんですけども、何かございますでしょうか。

【委員長】

この未利用地については、たまたま東京都の方で研修をやっていた時に、その未利用地を一時災害避難所にしたいという話がありました。ただ一時災害避難所というのは本当に殺風景なものなので、普段はそこに花を植えたり、花壇にしたり、農作物を植えて近所の方々に活用していただくことにして、いざ有事の時にはそこが避難所になるとい

うような設計をしたりですね。あるいは東京で、芸大が近所にあるので、芸大の学生さんに、その空間を貸してそこで何か美術的な、彫塑だったり、何か表現をしていただく解放地、オープンスペースにしたらどうだろうかとか、普段何かコミュニティ活動に使ってもらおうとか、何か学生さんにそこを活用してもらい、いざというときには一時避難所に使うという、こういう二枚舌で政策を作ることを研修でやったことがありました。

ちょっといろんな観点でこの未利用地というのは市が一つの公共財産として活用しつつ、市民にいろんなかたちで還元するというかコミュニティの再生に使うとか、そういう風に活用されると、よいかなどは少し思っはいるんです。これからどんどん空き家とか、空き地というのは増えていくと思いますので、そこが犯罪の温床とか不良少年のたまり場とか、そういうのになってくると今度は治安も悪くなってきますので、なるべくこういう空き地などを増やさないというのは、一方であると思います。

今この表題の書き方として、未利用地と公共施設の活用と一緒にしているんですけど、これは全く別物なので、未利用地というのも、市の土地の場合もちろんあるでしょうけど民有地もありますので、民有地をどう活用するかという視点と、市の財産をどう活用するかという視点は、全然違ったロジックが出てきますので、章立てを変えろとは言いませんけども、ちょっとそのあたりは捉え方が違うということは情報提供したいと思います。

#### 【委員長】

公共施設の稼働率の問題もやはり重要だと思うので、今までのようなルーティーンではなくて何か新しい試みをどんどん取り入れながら公共施設がまちの中心になるような施設にするべきとは考えますけれども。

#### 【A委員】

先程ちょっとお伺いしたんですけれども、豊原分庁舎がこちらの本館に全部移ってきて、豊原分庁舎のところは市の土地だと思うんですけどもあそこは場所が良いので跡地をうまく活用していただきたいということと、いま公共施設の話がありまして、前にもお願いしたんですが、市民センターがここ何年も閉まったままで、今どういう状況になっているかわかりませんが、なるべく早く建て替えていただきたいということ、まちの中心ですので、ぜひこの2点をよろしくお願いしたい。

#### 【委員長】

今そのセンターの建て替えにしる、解体にしる、何か進捗をここでご報告できることはございますでしょうか。

#### 【企画政策部長】

まず前段の豊原分庁舎についてはその活用、その後どうするかについては、今検討しているところでございます。一番大きな、長期にわたって市民センターが利用停止の状



況でございますので、計画をきちんと立て直して、整理を進めておりますので、また近い時期に、情報提供させていただきたいと思います。

【A委員】

なかなか進まないのでもよろしくお願いいたします。

【E委員】

公共施設の活用ということですが、公民館などはたくさん活用されていて、よいと思いますが、なかにはあまり使われていないような施設というのもあると思うんです。その施設を活用することで、それが先程の使用料に結び付くのではないのでしょうか。駅の南に、ベイサイドホールという施設があるんですが、そこはまだ新しくてよい施設だと思いますが、そこにはピアノがないんですね。例えば古いピアノでもあれば、わたしが所属する合唱のサークルなどそういった団体がもっと活用できると思うんです。夜間は、あまり活用されておらず、もったいない状況です。今の市民センターにも結び付いてくるんですけども、なかなか活動場所がないというのが悩みでして、中央公民館も今市民センターがない代わりに、かなり予約が一杯入っていて、なかなか練習場所をとることが難しいというのがあります。けども、そういう風にも実際稼働していない施設があったら、なぜなのかというのを調べていただくと、もう少し上手に使えるのではないかと思います。

【委員長】

では、次の「ふるさと寄附金」と、同じようなテーマなので「クラウドファンディング」と併せてご議論いただければと思いますがいかがでしょう。「その他の歳入確保」も併せて3本まとめてご議論いただければと思いますが、何かお気づきの点、ご質問等ありましたらお願いします。

【D委員】

また少し飛躍するんですけども、業界紙などでもいろいろ報道されておりますが、2020年のオリンピックで、リトアニア共和国が平塚に来ていただけるということで、その対応ですとか、それと宣伝なんかも、平塚は七夕などで、全国的に有名な都市でありますけども、さらにこういうオリンピックを活用して、何かのことで収入につながるということがあるのであれば、素晴らしいと思うのですが、こういった対応をとっておられるのか、お聞きしたい。

【企画政策部長】

いま2020年のオリンピックの対応ということで、平塚市は今年度の4月に、企画政策部の中にオリンピック・パラリンピック推進課という課を一つ設けまして、その課で担当しております。2020年に向けて事前キャンプまでの段階で、テストキャンプ

とって、つい先日受け入れたばかりなんですが、選手団が来られて、いろいろな2020年の時に使う施設等をチェックしたり、そこでトレーニングをしてみたり、そういうテストキャンプが開催されました。これは市の役割として、きちんとそういうスケジューリングであったり、施設の利用に対する配慮というのを進めております。その中で、リトアニアという国を知ってもらうために、市民との交流の場を設けていかなければならない、ということで、中学校の生徒さんと学校でリトアニアのオリンピック選手が交流して、みんなで綱引きをしたり、一部新聞でも報道されましたけれどもそういったこともやっております。一方で、ホストタウンに登録されていますので、その中では、オリンピックまでの間、その後も含めてですね、経済的な交流であるとか、教育の交流であるとか、文化の交流であるとか、そういったことについても、進めていくということになっておまして、実際、リトアニアのアリートゥス市の市長以下の訪問団が七夕まつりに来られたり、ダンスチームに踊っていただいたり、そういった交流もここで始まっております。また、教育委員会では、別の市ですが、カウナス市の教育関係者が平塚市に来まして、こちらの教育関係の施設を見て、またこちらの教育関係者と交流、情報交換をしているというようなことが着々と進んでおります。こういった取組を市の方からきちんと情報提供をさせていただいて、市民に一人でもこのリトアニアという、美しい国なんですけども、そういった内容を知っていただくという努力をこれから重ねていきたいと思っております。

#### 【委員長】

そのリトアニアとの文化交流ですとか人事交流とかが、どんどん発展していくことによって、市にお金が落ちるように何かこう、仕掛けたいところなんですよ。この委員会の視点としてはそこで、これだけのことが出来てよかった、というイベントで終わってしまうと、こちらからの持ち出しだけで終わってしまう。例えばふるさと納税の、この返礼品に、リトアニアの何かをつけるとか、あるいはその、日本の皆さんにリトアニアの文化を理解してもらうように何か、フェスティバルをやって市外の人に平塚市に来てもらって、食べたり飲んだりしてお金を落としてもらうとか、何かこうお金を稼ぐというところに何か、力点を置けとまでは言わないですけども、少し視点を置いた、イベントをどんどんしていただければなと、思うんですけども。もちろんリトアニアからも人が来られると思うんですが、オリンピックの時には、選手以外にも、そういった彼らにも平塚の名産品を食べてもらえるように、商品の下にリトアニア語で「おにぎり」と書いたりですね、そういう風になにかこうお金に結び付くような企画というのは、どんどん計画していただければよいかなと思いますけれども。それと併せてまちの業者さんとか事業者さんが潤うような、イベントもしていければ、まち全体が活性化していくと思いますので、そのあたりは商工会とか観光協会と連携を取りながら、向こうの今のトレンド、ブームとか、我々から何か発信できるか、彼らから何をもらえるかというのを検討されるとよいと思います。

【企画政策部長】

商工会、経済界の皆さんとの連携というお話がありました。それを受け入れるための実行委員会というのを、オール平塚で組んでおりまして、商工会議所の皆さんであるとか、いろんな団体の方に入っていて、議論しているところでございます。今後またそういう交流の部会を作ってその中でいろいろなアイデアを出していただく、ということになっておりますので、そういった中で、市民の皆さん、団体とか、皆さんの知恵をお借りして作っていきたいと考えております。

【委員長】

各国それぞれ大使館がありますけれども、大使館というのは結構その国の文化を発信する基地でもあるので、リトアニア大使館との連携というのも視野に入れて、彼らは彼らで売り込みたいことがいっぱいあると思うので日本に、お互いウインウインの関係ができるように大使館とも連携を取りながら、部会とかプロジェクトメンバーに大使館に関係性のある方に来てもらうとか、そういうような形で文化交流が出来て、オリンピックが終わった後も、火が消えないようにしてもらおうと良いかなと思います。

【A委員】

ふるさと納税のことでお聞きしたい。平塚市は4月から始められたということで、現状半年ぐらい経過して、今までどれくらいの実績があるのかということと、「ふるさとチョイス」と「ふるナビ」の2つのサイトを使っていますが、こういったところの費用対効果というところで、こういった業者にはどのくらいのお金を払っているのか、ということをお聞きしたい。

【財政課長】

ふるさと寄附金と平塚市では呼んでいますけれども、平塚のふるさと寄附金の現在までの状況ということでいいますと、10月末までの段階で、約800万円の寄附をいただいております。その前年度、平成28年度については60万円でしたので、相当な増額ということになっております。それから、ふるさとチョイス等の業者さんへの委託金額ですが、今手元には資料が無いんですけども、1件寄附をいただくと、事業者さんに数パーセントの手数料をお支払いするという内容になっております。

【A委員】

数パーセントですか。

【財政課長】

そのパーセントの割合も手元に資料がありませんので、

【委員長】

金額に応じて、パーセンテージは変わっていくものなんですか。

【財政課長】

それは変わりません。

【委員長】

そうすると、一律1件何パーセントということですか。

【財政課長】

そうです。一律で1件何パーセントというかたちでお支払いするかたちになっております。

【委員長】

それも30パーセントとか40パーセントとかということではなくて、数パーセントなんですか。

【財政課長】

そうですね、そこはまたあとでお示しさせていただきます。

【C委員】

今年から始められたということで、今後どのように展開されるかという、市の方向性によるんですけども、財政課が担当しておられるということで、ほかの市ではふるさと納税に特化した部署もあったり、シティープロモーションにもっとリンクさせていたりすることもあるので、事業系の部署が担当するというのも、一案なのかなと思います。

財政課は手数料のこととか、最後のページにある国から補助金をもってくるとか、徴収というのも先程話が出ていましたが、忙しい部署なので負担になってしまう可能性もあるため、そういう発展の仕方もあるのかなと、思いました。

【委員長】

なるほど。ぜひご検討いただいたほうが、餅屋は餅屋、でよいかもしいですね。おっしゃるとおりですね。

【B委員】

ふるさと納税とクラウドファンディング、どちらと関係するかわかりませんが、わたしは平塚市に住むようになってから、20何年と経ちますが、越してきた当初はまだバブルの熱も残っている頃で、平塚の七夕まつりといえば、もう飾りで空が見えないというような時代もありました。今は空の方がよく見えます。年々寂しくなっている

いう状況もありまして、やはり予算が相当厳しいという話は漏れ伝わってきております。

やむを得ない部分ではあると思うんですが、そのふるさと納税の寄付行為とかまたクラウドファンディングを利用して、平塚といえば七夕ですから、なんとかそこを盛り上げていく、それこそ寄附があったら竹飾り一本名前入れますとか、いろいろ考えるところはあるかとは思いますが、是非ともそういう連携といいますかそういう利用の仕方も市としては検討していただければよいのかなと思います。

**【委員長】**

先程の委員のお話も併せていくと、こういうクラウドファンディングとかふるさと寄附金について、こういうビジネスをどこが所管するのがよいのか、いろんな所管の方々が集まって一つ、リトアニアの課ができたように、一つ課を作るというのも考え方もしれませんね。

**【委員長】**

一方では無駄をなくすスマート化という議論と、もう一方では、債権回収の問題があって、でもう一方では、未利用地のような活性化の問題があって、もう一つが新しい財源確保、収入を得るという、だから4つの柱があると思うんです。

その4つの柱が常に、全力で動いていってようやく、黒字に転じていくと思いますので、多分行政に限らず、民間企業も同じことをやっていると思うので、一方でリストラ、人員削減という意味ではなく、経営におけるリストラをやり、そして、債権回収をし、そして、可能性のあるものをもっと引き出し、そして新たなる収入を得るという、この4つの柱でそれがすべて動いていくことによって、行政改革というのが進行していくのかなと思いますので、今後も是非いろんなところにアンテナをはって、ご議論いただければと思います。

**【委員長】**

全体を通じて何か皆様の方から、お話がしたい、あるいは何かコメント等がありましたらお願いしたいのですが。全体を通じていかがでしょうか。

**【B委員】**

今回に関係なくてもよろしいですか。

**【委員長】**

結構です。

**【B委員】**

隣の町で日本全国に知られてしまったニュース、学校給食の問題が、大磯町で起こってですね、わたしも隣の町でまさかこんなことが起こっているとは思わなかったんです

が、非常に驚いていまして、平塚市としては決して他人事ではなくて、そういったことを他山の石として、自分たちの市はどうなのかという、そこについての情報収集なり、問題意識をどの程度持っていらっしゃるか。今回の事件について、担当部署の方がいらっしゃるかなければしょうがないですが、大雑把でもよいので、それを目にして、平塚市としてはどのように対応していくかお聞かせ願えればと思います。

#### 【企画政策課長】

これは教育委員会の所管になりますが、実は今年度になりまして、学校昼食の研究会ということで、教育委員会に設置しまして、私も庁内の委員になっておりますが、問題の大磯中学校にも、試食に行っております。報道されているように残してしまうというのが非常に多くて、実際に、給食が冷めていたり、生徒さんには不人気だということです。平塚市では小学校は給食を実施しておりますけども、中学校では今デリバリーというかたちでお弁当を朝注文して届けてもらっているんですけども、今後どのように昼食を提供するか、研究しているところでございます。その中で、当然今回出てきた問題も論議されると思います。

#### 【委員長】

今の委員のお話をインスパイヤさせていただくと、行政改革の議論でいえば、今回出てきた資料というのは、すべて先行的な成功例の方、だけなんですよね。でも実は政策フォームという学問的な視点からすると、成功例を追いかけると同時に、失敗例を分析するというのも重要な作業なんです。ですから大磯さんがああいう失敗をしたことの原因は我が平塚市には潜在していないか、という視点は必要なんです。そういった意味では行財政の問題も、ふるさと納税で成功しているところを追従するのではなくて、ふるさと納税で失敗しているところは、何が原因で失敗しているのか、うまくいかないのか、というのも行財政の議論としては非常に重要です。だからその成功例と失敗例と、両方、下手したら、失敗例の方が価値があるかもしれないので、失敗例から学ぶ姿勢というのは、こういう委員会の議論でも視点を与えてくれると思います。

#### 【D委員】

またちょっと飛躍をするんですが、今マスコミでも非常に取り上げられておりますけども、南海トラフがいつ来てもおかしくないといわれていますが、この平塚では大きな相模川ともう一つ花水川とありますが、それに対していまどのような対応をとっていただいているのか。つい先般も台風が2つきまして大雨が降りましたけれども、そのようなことでお聞きしたい。

#### 【石黒副市長】

南海トラフについては、概ね九州から相模湾までの関わりがございまして、平塚も南海トラフの大地震で影響を受ける範囲となっております。ただ、メインの部分が、駿河

湾と四国沖になっておりますので、南海トラフの地震が発生しましても、平塚に津波が来るとしても住居地域に影響がない程度と予想しております。ただ、構えについては政府が統一的に指導をしておりますので、今般、南海トラフの対応については、前兆事項があれば、発表をするという風に気象庁からの発表がございましたので、これを受けて、そういった場合に、市としていろんな関係機関にどのように情報提供するかについて、取りまとめをしているところでございます。それからもう一点、相模川と金目川水系のお話がございました。これは地震とは別に、最近の豪雨の関係が大きく影響いたします。相模川については、右岸、平塚側の堤防については150年に1回程度の降雨に対応できるよう、整備が完了しております。左岸、茅ヶ崎側に一部平塚の飛び地がございますが、その部分につきましてはこれからの整備というところに若干なっております。それから、金目川については、こちらは県管理となっておりますが、整備がなかなか進まない状況でございまして、ただもう一方で、最近河床が上がるという状況か、山から流れてきた土砂が川にたまって、いってみれば嵩があがってしまうという状況が出ておりますので、市としては県にお願いをして、堤防の整備とあわせて、河床の掘り下げということを毎年要望しているという状況です。

あと、東日本大地震のような予測不能な事態に対する雨の対応といたしまして、相模川は国管理河川でございまして、こちらについては想定外の対応ということで、浸水想定が昨年度国から出されております。これを踏まえての、これは堤防を高くしますというのはキリがない状況になりますので、浸水想定図というのが示されておまして、浸水時の対応、避難、あるいは関係機関の連携についての対策会議が始まったところでございます。金目川水系については県管理でございまして、想定外の大雨に対する対応については、今年度中に県が想定外の場合の浸水状況についての想定を示すということになっております。ただこれに先行いたしまして、今年度県と金目川水系は平塚だけではございませんので、上流の伊勢原、隣の大磯とかいくつかございますので、そういった関連の市町と県とで想定外の事態に対する、対応する場合の連携組織については立ち上がったばかりでございまして、ただ今の状況はそのようなところでございます。

#### 【委員長】

東海大学も神奈川大学もありますからね、そういう施設との連携とか民との協働というのをも考えて、多角的に、アプローチしていく必要があるかなとは思いますがどうもね。

## その他

### 【委員長】

若干時間が過ぎてしまっているんですけども、最後の議題その他ですけども、事務局の方から何かございますでしょうか。

### 【企画政策課 課長代理】

事務局からはその他について特にございません。

### 【委員長】

その他特に内容であれば、これで進行の方は事務局にお返ししたいと思います。